

**令和7年度 ハレいろサイクリングルート魅力強化事業
業務委託仕様書**

1 委託業務名

令和7年度ハレいろサイクリングルート魅力強化事業

2 目 的

本県では、サイクリングを通して地域の観光資源の魅力を発信することで、多くの人を地域に呼び込み、観光振興及び賑わい創出につなげるため、サイクリングを活用した誘客促進に取り組んでいるところである。

本年度も昨年度に引き続き、推奨ルートの魅力強化に向け、沿線の飲食店等と連携した情報発信に取り組むとともに、新たにバーチャルサイクリングの手法により、大阪・関西万博及び台湾の展示会出展など、各種プロモーションを展開し、本県の認知度向上及び誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託限度額

18,775,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

本事業の委託額は事業実績によるものとし、事業実績の減により不要になったと認められる経費についてはその差額を減額する。

5 事業概要

令和5年度から推奨ルートの魅力強化に向けた「ハレいろサイクルカフェ」※制度をスタートしており、事業の展開に当たっては、昨年度と同様に県内一斉に募集するだけでなく、年度ごとに重点的に取り組むルートを決めた上で、沿線に立地する対象店舗の事業主へ個別に本事業を紹介し、登録を依頼するとともに、登録店舗の紹介や登録後のフォローアップを含めた伴走型で取り組むものとする。

また、バーチャルサイクリングの手法を取り入れ、大阪・関西万博及び台湾での展示会に出展し、本県のサイクリングルートの魅力発信に取り組む。

※「ハレいろサイクルカフェ」とは

岡山県内でサイクリングを楽しむサイクリストの休憩の場として、推奨ルート沿線に立地し、地域の味覚や特徴的な体験等を楽しむことのできる飲食店、土産物店又は観光施設等のうち、本事業に登録された店舗とし、サイクリスト向けに店舗独自のおもてなしを展開することで、サイクリストの満足度アップにつながることを期待するもの。

（１）「ハレいろサイクルカフェ」の募集・登録

ア 推奨ルート沿線に立地する対象店舗に対して募集・登録を行うこと。なお、必要に応じて、対象店舗の事業主に対して、本事業の趣旨を丁寧に説明し、登録への呼びかけを行うこと。

イ 対象店舗の要件

- (ア) 飲食店（テイクアウトのみを含む）、土産物店、観光施設、道の駅、直売所
- (イ) 店舗内又は店舗敷地内に休憩できるスペースがあること。
- (ウ) 本社又は本店が岡山県内に所在する事業者であること。県外事業者の場合は、同じ商号の店舗が県外に10店舗以上所在しないこと。ただし、大規模商業施設にテナントとして入居している店舗等は対象としない。
- (エ) 推奨ルートの沿線に所在する店舗であること。

ウ 下記2ルートについては、本年度の重点取組ルートとして目標値を設定する。受託者は、目標達成に向けて、個別訪問の実施などにより、登録店舗の拡充に努めること。また、対象店舗への呼びかけに当たっては、留意事項に沿った対応を念頭に置くこと。

ルート	目標値
備中ぐるり歴史探訪ルート	20店舗以上
片鉄ロマン街道ルート	20店舗以上

エ 留意事項

- (ア) ルート沿線上で登録店舗の空白地帯（概ね前後10キロメートル以上）が極力発生しないように、既に登録されている店舗を把握した上で、全体のバランスを考慮しながら、新規登録店舗を選定すること。
- (イ) 特定のエリアに登録店舗が集中することがないように配慮すること。
- (ウ) 同種の形態の店舗に偏らないように配慮すること（例：パン販売店が大半など）。
- (エ) 週3日以上（土日のうち1日は必須）営業している店舗を目標値としてカウントすること（要件を満たしていない場合でも、登録自体は可）。
- (オ) 自動車専用道路の沿線に所在する店舗でないこと。

（2）「ハレいろサイクルカフェ」登録店舗との連絡調整

- ア 登録店舗に対して、サイクリストが視認しやすいようにステッカーの掲示等を依頼すること。
- イ 登録店舗に対して、サイクリスト向けのおすすめメニュー・商品の紹介、サービスの提供など独自のおもてなしの展開を依頼すること。
- ウ 登録店舗に対して、「ハレいろ・サイクリングOKAYAMA協力店」※と同等の無料サービス（トイレ貸出、自転車の空気入れや整備工具の貸出、水道水提供）の提供やサイクルスタンドの設置について、可能な範囲での協力を依頼すること。
- エ 登録店舗がSNS等を利用している場合、それらを活用した本事業の情報発信について、可能な範囲での協力を依頼すること。
- オ 登録店舗に対して定期的に連絡を行い、円滑な運営に努めること。

※ 「ハレいろ・サイクリングOKAYAMA協力店」とは

岡山県サイクリング推奨8ルートをサイクリングする者が気軽に立ち寄れる店舗・施設であり、トイレの貸出、自転車の空気入れや整備工具の貸出、水道水の提供等のサポートを無料で受けることができる（サポート内容については店舗ごとに異なる）。

（3）広報・宣伝業務

- ア 特設ウェブサイトの更新

- (ア) 公益社団法人岡山県観光連盟が管理運営する「岡山観光WEB」内特設サイト（ハレいろ・サイクリングOKAYAMA。以下「特設サイト」という。）において、「ハレいろサイクルカフェ」の概要、募集内容、登録店舗を示した地図、店舗情報やサイクリスト向けのおすすめメニュー・商品等を掲載すること。
 - (イ) 岡山県サイクリングロード推進協議会において推奨ルート及びサブルートの追加や変更が承認された場合は、修正内容を特設サイトに反映させること。
 - (ウ) 特設サイトの更新に当たっては、全体の構成や視認性、検索の快適性を優先することとし、スマートフォンによる閲覧を前提とすること。また、修正が必要となった場合には迅速に対応すること。
 - (エ) 店舗情報やサイクリスト向けおすすめメニュー・商品等の掲載に当たっては、店舗外観、店内の状況及びおすすめメニュー・商品等の写真を活用して紹介すること。また、おすすめメニュー・商品の情報や利用者に向けたメッセージ等を記事として紹介すること。
 - (オ) 特設サイト内の推奨ルートのマップ上に掲載されている「ハレいろサイクルカフェ」の店舗情報を全て Google マップに移管し、同サイト内に動的な状態で表示させること。また、新規の登録店舗については、その情報を Google マップに登録すること。
 - (カ) 既存の「ハレいろサイクルカフェ」の登録店舗の営業状況を確認し、適宜、情報を更新すること。
 - (キ) 特設サイトを更新するための必要な手続き、登録店舗との調整及び更新管理等の業務は全て本業務に含めるものとする。
- イ プロモーションの実施
- (ア) 主に、近隣県、首都圏及び台湾をはじめとした海外の、サイクリングを気軽に楽しむライト層をターゲットとし、「ハレいろサイクリング」をキャッチフレーズに、統一かつ効果的なプロモーションについて提案すること。
 - (イ) 重点取組ルートについては、優先的に取り上げるものとし、ルートの特性に合わせたプロモーションを提案すること。
 - (ウ) メディアの取材による情報発信につながるように、どのようにストーリー性を持たせて発信していくのか、基本的な方針やコンセプトも含めて提案すること。
 - (エ) インターネット広告を活用する場合は、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するとともに、リターゲティング広告等の配信を行うなど、興味関心層に的確にリーチできるよう工夫すること。
- ウ SNS等を活用した情報発信
- (ア) 推奨ルートを利用するサイクリストに、サイクリング中に撮影した写真や動画等をSNSへ投稿するよう呼びかけること。
 - (イ) 発信力のあるサイクリストを活用した情報発信など、効果的な方法について提案すること。
- エ 広報資材の制作
- 対象店舗の要件を満たす店舗に登録を促し、「ハレいろサイクルカフェ」の登録店舗の拡大につながる効果的な資材を制作すること。
- オ サイクリングマップの作成
- サイクリングマップの作成に必要な電子データ（a i 形式）については、県が提供する。なお、新規作成及び変更を加えた電子データ（a i 形式及びPDF形式）につい

ては、CD-Rに格納し、それぞれ1部納品すること。

- (ア) 既に県で作成しているA3サイズのサイクリングマップ（日本語版のみ）について、新規で英語版及び繁体字版の作成（翻訳作業を含む。）及び印刷を行うとともに、日本語版の印刷を行うこと。なお、必要に応じて、日本語版の内容の更新を行い、更新後の内容で英語版、繁体字版を作成すること。

体裁及び部数等は以下のとおりとする。

- ・体裁 A3 両面カラー
- ・紙質 再生コート62.5kg
- ・作成部数 5,000部
- ・作成言語 日本語 (3,000部)
英語 (1,000部)
繁体字 (1,000部)
- ・納品場所 委託者の指定する場所
- ・納品時形態 A4折

- (イ) 既に県で作成しているA2サイズのサイクリングマップ（日本語版・英語版）について、新規で繁体字版の作成（翻訳作業を含む。）及び印刷を行うとともに、日本語版及び英語版の印刷を行うこと。なお、必要に応じて、内容の更新を行うこと。

体裁及び部数等は以下のとおりとする。

- ・体裁 A2 両面カラー
- ・紙質 再生コート62.5kg
- ・作成部数 5,000部
- ・作成言語 日本語 (3,000部)
英語 (1,000部)
繁体字 (1,000部)
- ・納品場所 委託者の指定する場所
- ・納品時形態 A6折

(4) バーチャルサイクリングコンテンツの開発等

- ア 推奨ルートを活用して、自転車のペダルを漕ぐと映像が合わせて進む体験型コンテンツを開発すること。
- イ コンテンツは3～5分程度で体験できるものとし、映像はコンピューターグラフィックスではなく、実際の映像を撮影、編集しサイクリングルートの魅力を体感できるものにすること。ただし、実際の映像を主として、コンピューターグラフィックスを重ねて表示することは構わない。
- ウ 開発に係るシステム及び映像等は岡山県が受託事業者を介さずに使用できる状態とすること。
- エ コンテンツで使用する機材は、大阪・関西万博及び台湾での展示会のいずれにおいても使用できるようにすること。
- オ 開発するコンテンツは、メインターゲットであるサイクリングを気軽に楽しむライト層に訴求するものとする。

(5) 台湾の展示会への出展

岡山県が指定する台湾の展示会（令和7年11月（予定））に岡山県としてブース（1

小間、3 m×3 m）を設置し、出展期間中の運営を行う。

ア ブース装飾

- (ア) 本県のサイクリングルート、サイクリングルート周辺の観光地、「ハレいろサイクルカフェ」を効果的にPRすることが可能となるよう、工夫を施すこと。
- (イ) 上記5（4）で開発等したバーチャルサイクリングコンテンツを体験するための機材（1台程度）やチラシ・パンフレット等を置くためのラックを調達し、設置すること。
- (ウ) 当該展示会に同時に出展する岡山県のPRブースと連携し、統一感のあるデザインで装飾するなど、岡山県のイメージを明確に伝え、来場者の目に留まるような効果的な装飾となるよう工夫を施すこと。
- (エ) その他、必要な機材等の提案と調達、提供を行うこと。

イ ブース運営・通訳

- (ア) 岡山県のブース運営に当たっては、常時2名以上の職員を配置し、PRを行うこととする。なお、多数の来場者が訪れた場合でも円滑な運営が可能となるよう、その他ブース管理・運営に必要な人員については、提案し、配置を行うこと。
- (イ) 出展期間中、上記（ア）の職員に加えて、ブース内に常時1人の通訳を配置すること。

ウ 運送費用等

- (ア) バーチャルサイクリングの体験機材及び関係資材等を梱包した荷物等を会場まで運送手段を手配し、会場での収受、開封、運搬、配置等を行うこと。
- (イ) スポットライト3灯と单相110V／5Aコンセント（500W）を超える電力を使用する場合、申し込み等使用手続き等を行い、使用料金を負担すること。

エ サイクリングマップ等の配布

会場において、ハレいろサイクリングのサイクリングマップ等を配布すること。

オ アンケートの実施

来場者に、イベントの感想、本県に関する認知度や評価を把握するための設問を用意したアンケートを日本語、英語、繁体字で作成・実施し、結果をとりまとめ、今後の本県への基礎資料となるよう分析すること。アンケートの結果について、英語、繁体字は、日本語に翻訳してとりまとめること。

カ その他

- (ア) 出展者IDの発給申請等、出展に必要な手続きの代行を行うこと。
- (イ) 委託業務の実施に当たっては、本県及び公益社団法人日本観光振興協会、財団法人台湾観光協会の指示に従うこと。また、運営事業者と連携すること。
- (ウ) 事業の実施に当たっては、関係する法令等を遵守すること。
- (エ) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (オ) 台湾の感染症対策を遵守すること。

（6）大阪・関西万博への出展

- ア 大阪・関西万博において、令和7年9月27日から29日の間に開催される、ひょうごフレンドシップウィークにおいて1小間程度（別添レイアウト案のとおり）を設置し、出展期間中の運営を行う。

イ ブース装飾及び運営

- (ア) 本県のサイクリングルルート、サイクリングルルート周辺の観光地、「ハレいろサイクルカフェ」を効果的にPRすることが可能となるよう、工夫を施すこと。また、兵庫県と連携し、サイクリングルルート等を効果的にPRすることが可能となるよう、工夫を施すこと。
- (イ) 上記5（4）で開発等したバーチャルサイクリングコンテンツを体験するための機材（1台程度）やチラシ・パンフレット等を置くためのラックを調達し、設置すること。
- (ウ) バーチャルサイクリング及び岡山県内の他の出展者（備前県民局、美作県民局、岡山県観光連盟、倉敷市、備前市）が一体的なイメージで来場者に訴求できるよう、岡山県内の出展者のブース装飾を行うこと。
- (エ) その他、必要な機材等の提案と調達、提供を行うこと。
- (オ) ブース管理・運営に当たっては、常時2名以上の人員を配置すること。また、出展期間中、ブース内に常時1人は英語対応可能な通訳を配置すること。なお、多数の来場者が訪れた場合でも円滑な運営が可能となるよう、その他ブース管理・運営に必要な人員について提案し、配置を行うこと。

ウ 運送費用

バーチャルサイクリングの体験機材及び関係資材等を梱包した荷物等を会場まで運送手段を手配し、会場での収受、開封、運搬、配置等を行うこと。

エ サイクリングマップ等の配布

会場において、ハレいろサイクリングのサイクリングマップ等を配布すること。

オ アンケートの実施

来場者に、イベントの感想、本県に関する認知度や評価を把握するための設問を用意したアンケートを日本語、英語、繁体字で作成・実施し、結果をとりまとめ、今後の本県への基礎資料となるよう分析すること。アンケートの結果について、英語、繁体字は、日本語に翻訳してとりまとめること。

カ その他

- (ア) 出展者IDの発給申請等、出展に必要な手続きの代行を行うこと。
- (イ) 委託業務の実施に当たっては、本県及び兵庫県、日本国際博覧会協会の指示に従うこと。また、兵庫県が委託する運営事業者と十分に連携すること。
- (ウ) 事業の実施に当たっては、関係する法令等を遵守すること。
- (エ) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。

（7）独自提案

- ア 「ハレいろサイクルカフェ」の重点取組ルートの認知度及び満足度の向上、並びに誘客促進に向けた取組について、提案すること。
- イ しまなみ海道やアワイチ等、隣接県の主要なサイクリングルルート利用者を呼び込むための効果的な手法について提案すること。

（8）問合せ等対応業務

専用の電話回線を設置するなど、「ハレいろサイクルカフェ」の対象店舗等からの問合せ

せ等に対応すること。

(9) 事業の効果測定

「ハレいろサイクルカフェ」制度の実施によって、推奨ルートの利用促進効果を測定するための調査方法を提案した上で、調査を実施し、結果を報告すること。なお、本調査方法については、令和7年7月末までに提案すること。

(10) その他

ア その他事業を遂行するため必要な業務を行うこと。また、仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と協議の上、決定すること。

イ 特設サイトの日本語ページ同様、多言語（英語、繁体字）ページも最新のものに更新すること。

6 実施体制及び報告書作成

(1) 実施体制

事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する責任者を1名以上配置すること。

(2) 報告書作成

受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等をまとめた「業務実績報告書」を作成し、データで提出すること。なお、効果検証は、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

7 留意事項

- (1) 本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られたデータ等の全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 本業務により制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、配布物、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、配信、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。ただし、第三者が作成したコンテンツについては、別途協議する。
- (4) 本業務により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとし、成果品に係る全ての電子データ（修正等が可能な原データを含む。）を県に納品すること。
- (5) 受託者は、県が認めた場合を除き、本業務により得られた成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により得られた成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (8) 本業務の遂行に当たり受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。

- (9) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (11) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (12) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (13) 受託者は、本業務の遂行に当たって必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (14) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。